

第5期嬉野市農業委員会
第15回定例総会議事録

令和元年10月4日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第14回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間椿 使用貸借権	R1.10.4	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～7	大草野垣内 外8筆 使用貸借権・賃借権	R1.10.4	承認
	嬉1	下野一本杉 使用貸借権	R1.10.4	承認
		所有権移転		
	1	馬場下七本松 他1筆 あっせん	R1.10.4	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間本志田原 売買	R1.10.4	許可
	2	久間明神籠 他5筆 売買	R1.10.4	許可
	3	久間二本松 贈与	R1.10.4	許可
	4	不動山峠口 他8筆 売買	R1.10.4	許可
	5	不動山倉谷 他1筆 売買	R1.10.4	許可
	6	下野一本松一 他1筆 使用収益権(地上権)	R1.10.4	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	岩屋川内才松寺 植林	R1.10.4	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間一本松 一般住宅(モデルハウス)	R1.10.4	承認
	2	下野大久保 一般住宅	R1.10.4	承認
	3	下野一本松一 営農型太陽光発電設備設置	R1.10.4	承認
	4	下野一本松一 駐車場 <u>(取下)</u>		
	5	岩屋川内今ノ川内 住宅拡張	R1.10.4	承認

議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	久間後山 建売分譲住宅区画数の変更	R1.10.4	承認

第5期嬉野市農業委員会第15回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 元年10月 4日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 10月4日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 10月4日 午後2時17分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	議事録署名
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	欠	
2	馬場みどり	欠		9	中島文二郎	出	議事録署名
3	森 和義	出	憲章朗読	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	欠		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	事前審査班長				

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課主任	納富 作男

ついて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から7番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、利用権設定について嬉野町分です。

嬉野町分整理番号1番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表2ページ目をご覧ください。

利用権設定について嬉野町分整理番号1番についてです。

貸し手人は 井手川内の ○○○○ 様、

借り手人は 同じく井手川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 一本杉 ○○○番、

地目は田、面積は2,149㎡、

利用権は使用貸借権、期間は1年で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町分整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町分整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町分整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、所有権の移転についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表3ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

買い手人は 塩田町大字久間 ○○○番地○の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字馬場下 七本松 ○○○番 他1筆、

地目は全て田、面積は合計で1,903㎡です。

所有権の移転の種類はあつせんで、利用目的は米です。

対価としましては、反当たり902,500円、全体で1,717,000円

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 南志田の ○○○○ 様、

譲受人は 埼玉県和光市の ○○○○ 様、及び

北下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 明神籠 ○○○番○ 他5筆、

地目は田と畑、面積は田が3,868㎡、畑が1,191㎡の合計5,059㎡。

譲渡理由は農業廃止によるもの、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり144,297円、全体で730,000円です。

図面は7ページから8ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 はい、○○さんと○○さんの関係はどういう関係ですか。

事務局 姉弟さんです。埼玉県からこちらに移住する予定があるそうです。

議長他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 白石町の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく白石町の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 二本松 ○○○番○、地目は田、

面積は1,201㎡、譲渡理由は贈与で、〇〇〇〇様から子の夫である〇〇〇〇様に生前一括贈与です。

図面は9ページから10ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 俵坂の 〇〇〇〇 様、

成年後見人の 〇〇〇〇 様

譲受人は 同じく俵坂の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、4ページの別紙①に記載のとおり

大字不動山 とうげぐち 峠口 〇〇〇番〇 他8筆、地目は田と畑、

面積は田が124.22㎡、畑が1,610㎡の合計1,734.22㎡です。

譲渡理由は農業廃止によるもの、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり172,988円、全体で300,000円です。

図面は11ページから13ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号5番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 俵坂の 〇〇〇〇 様、

成年後見人の ○○○○ 様、
譲受人は 同じく俵坂の ○○○○ 様です。
所在地は、大字不動山 倉谷 ○○○番○ 他1筆、地目は畑、
面積は合計で113.00㎡です。
譲渡理由は農業廃止によるもの、譲受理由は経営規模の拡大のためです。
売買価格は、反当たり88,496円、全体で10,000円です。
図面は14ページから15ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号5番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番、地上権設定の伴う使用収益権の設定です。

貸付人は 下吉田の ○○○○ 様、
借受人は 佐賀市の (株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。
所在地は、大字下野 一本松一 ○○○番 他1筆、地目は田、
面積は合計で2,526㎡です。
貸付理由は借受人の要望によるもの、
借受理由は 営農型太陽光発電設備設置 のためです。
賃借料は、反当たり15,835円、年間で40,000円です。
図面は16ページから17ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号6番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員 はい、事務局、だいたいわかっばってんが、詳しく説明してくれん。どがん
ふうな利用のしかたをしよんさっとですよて。ようするにあいやろうもん、
下には営農して・・・

事務局 ちょっと写真ば見せてよかですか。ちょっと参照の写真ば預かっつとですけど
、下が農地で上が太陽光パネル、これの下が○○さんの所有の農地で、上
の使用収益権、売電収入をグリーンウインドさんがもらえる。

委員 下の作物はなに？

事務局 下は、○○推進員さんがそのままつくられる

委員 作物の種類は？

さんです。ええっと、10月3日にですね取り下げの申し出がっておりますので、今回はご審議は無しということをお願いしたいと思います。以上です。

議 長 取り下げ理由はということですか。

局 長 議長、はい、取り下げ理由についてご説明をします。職員から事情を聞いた話によりますと、当日、現地調査をしたおりにですね、今回内容からいいますと駐車場用地への転用ということで、予定されているということで書類上はなっていたんですが、現地確認で本人立ち会いのもと聞いたところですね、数年後にはここに建物を建てるという話をされたということでした。将来的に建物を建てるということであれば、きちんと建物を建てるという意味での手続きをさせていただかなければと言うことで、この話をした後ご本人さんから譲受人さんの方からですね今回いったん取り下げするという連絡があったということです。以上です。

議 長 それでは、4番については取り下げ理由も説明されましたので取り下げたいと思います。それでは、整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書21ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、

譲受人は 武雄市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 一本松 ○○○番○ 他1筆、

地目は畑、面積は合計で237㎡、農地区分は第2種農地、

用途目的は一般住宅用地。

事由は、譲受人は住宅建築業を営んでおり、今後の事業拡大のため展示住宅（モデルハウス）を建築するため、一般住宅用地として転用したいということです。

東西は畑、 南は道路、 北は宅地・畑です。

売買価格は、反当たり11,814,346円、全体で2,800,000円です。

図面は24ページと25ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 ええと、近くにはですね、ずうと住宅が増えて出ていますが、ここは津浦さんが草刈りをしながら雑草を時々刈りながらしておりましたが、いくらかやぼのようにしておりましたけれども、ここに住宅が230㎡も出来れば周辺の住民の方にもですね逆によくわなないかなあとと思いますし、ここに住宅が出来ても生活排水関係も水路関係も整備されていますので問題ないと思います。よろしく御願います。

議 長 それでは、山口班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 はい、今原田委員がおっしゃって下さったように別に問題はないと思います。で、後ろの方にも迷惑をかけないと言うことをおっしゃってなので問題ないと思います。宜しくお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 式浪の ○○○○ 様、

借受人は 福岡市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 大久保 ○○○番○、地目は畑、面積は471㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅用地。

事由は、譲受人が地元に移住するため一般住宅用地として転用したいということです。

東西は道路、 南は畑、 北は道路です。親子間による使用貸借です。

図面は26ページと27ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

はい、ええとここは式浪集落の中でも新しい住宅が密集するような地域でございます。唯一ここだけが残されているようなところで、親父さんが息子のためにとととととじゃなかりかなという地の土地であります。環境的には、なんらみなさんに迷惑をかけるようなことはないんですけども、現地審査の時、言われたのが、道路側に側溝がなにもない、ええ、もうすでに建っている住宅地にも側溝はないわけですね。そこらへんの所を行政と十分話しをしてみてくださいということをおかれておりましたけれども、とにかく農業上はなにも支障が無いような地域で、問題はなかりなかりかと思えます。どうぞ宜しくお願いします。

議 長

それでは山口班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

今、西田委員が言われたとおりで別に問題無いと思えます。どうか宜しくお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。
貸付人は 下吉田の ○○○○ 様、
借受人は 佐賀市の (株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。
所在地は、大字下野 一本松一 ○○○番 他1筆、
地目は全て田、面積は、2筆合計2,526㎡の内の、支柱を建てる部分の
0.35㎡、農地区分は農用区域内農地、
用途目的は営農型太陽光発電設備設置用地で一時転用(10年間)です。
事由は、発電と営農の調和のとれる営農型太陽光発電設備設置用地として転用
したいということです。

東は農道、 西は水路、 南北は田です。
賃借料は、反当たり年15,835円、全体で年40,000円です。
図面は28ページと29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
班 長

地域担当の植松委員が欠席のため、山口班長、審査結果の報告をお願いします。
嬉野市で第1号となる太陽光発電設備をされるところで、日当たりもよく、
また側溝も周りがあるので問題はないと思います。また、パネルは288枚
で支柱は69本立てられるということです。どうか宜しくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
こういう場合には、同意書は必要ですか、それとも必要ないですか。周囲の
同意書

事務局

普通に必要です

委 員

必要

事務局

はい

議 長
委 員

他にありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案の
とおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

整理番号4番は取下

議 長
事務局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
整理番号5番です。
譲渡人は 下岩屋2区の ○○○○ 様、

